

広島県告示第三百二十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十年三月十七日

庄島縣知事 藤田雄山

長畦山川(一四五 隣二)地区	長畦山川(一四五 隣二)地区	長畦山川(一四五 隣三)地区	長畦山川(一四五 隣三)地区	長畦山川(一四五 隣四)地区	長畦山川(一四五 隣五)地区	長畦山川(一四五 隣五)地区	長畦山川(一四五 隣六)地区	長畦山川(一四五 隣六)地区	長畦山川(一四五 隣六)地区	長畦山川(一四五 隣五)地区	長畦山川(一四五 隣五)地区	長畦山川(一四五 隣五)地区	長畦山川(一四五 隣五)地区	長畦山川(一四五 隣五)地区
土石流														
次の図のとおり														
丙谷川(八四〇六 隣三)地区	丙谷川(八四〇六 隣二)地区													
土石流														
次の図のとおり														

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木部土木整備局砂防室及び広島県福山地域事務所建設局に備え置いて総覧に供する。